

認定NPO法人支援ビジネスが拡大 「申請書作成は税理士業務」で追い風



特定非営利活動法人(NPO法人)を取り巻く環境の変化に伴い、税理士のNPOサポートビジネスが大きく拡がりそうだ。中でも、国税庁長官から認定を受けることで税の支援措置を受けることができる「認定NPO法人」の申請書類作成は、税理士業務の範ちゅうとされただけに、NPO法人をサポートする税理士の活躍に期待が寄せられている。



認定NPO法人とは、国税庁長官から認定を受けると、NPO法人に対して支出した寄付金について寄付金控除の“特例措置”を認めるというもの。すでにNPO法人として2年間の活動実績のある団体が対象となっている。

しかし、認定を受けるためには、NPO法人を運営する組織構成や適正な経理処理といった様々な要件をクリアしなければならない、そのハードルの高さから、認定を申請したものの却下されてしまったケースも少なくない。

これまで、要件の見直しが何度も行われてきたが、申請が急増するような起爆剤にはならなかった。

とくに“やっかい”なのが、認定NPO

法人制度の判定基準となるパブリック・サポート・テスト(PST)だ。PSTとは、NPO法人が広く一般から支持されている度合いを表す指標のこと。国税庁長官から認定を受けるためには、「NPO法人の総収入に占める寄付金の割合が20%以上であること」という「相対的基準」が設けられており、これが高い障壁になっていた。

ところが、平成23年7月の所得税の一部改正にともない、認定NPO法人の要件が大幅に緩和。このPST要件も大きく見直されることになった。

国税庁Q&Aに裏付け

度“ウマミ”は浸透しつつあるだけに、要チェックポイントとなっている。

こうした改正は、NPO法人にとって大きな転換期となり、新たにNPO法人を設立しようとする動きも増えてくることが予想される。そうすると、NPO法人をバックアップする専門家へのニーズも高まってくるだろう。実際、多くの行政書士がNPO法人の設立支援などに乗り出しており、書店には専門家が執筆したNPO関連書籍も数多く並んでいる。

ただ、専門家が認定NPO法人の申請をサポートする場合、国税庁長官の認定を受ける認定NPO法人制度は、租税特別措置法が根拠法となっている。

そのため、申請関連の業務を行政書士が行えば、税理士法違反に該当する恐れもある。

その裏付けとして、国税庁の認定NPO法人制度に関するホームページの「Q&A」がある。「NPO法人設立時に関与した行政書士に認定申請書の作成

の依頼をすることは認められていますか？」という問いに対し国税庁では、「認定NPO法人制度の根拠法が租税特別措置法のため、税理士業務である税務書類の作成に該当する」との回答を掲載している。現実的には、行政書士が認定申請に携わっていたとしても、国税庁の見解によると、税理士に分がありそうだ。

今回の認定NPO法人の要件緩和に続き、平成24年4月には改正NPO法の施行も待ち構えている。NPO法人を取り巻く環境が大きく変わる中、それを支援しようとする専門家の動きも慌ただしくなっている。税理士業界としても最新動向にアンテナを張り、地域のNPO法人をサポートできる万全の態勢を整えたいところだ。

新しい「会計」動き出す 中小企業版ルールに戸惑い隠せず

中小企業の経営者が、自社の経営状況を把握するために、中小企業の目線に立つて策定された新しい会計ルール「中小企業の会計に関する基本要綱(案)」がついに公表された。今後はパブリックコメントを経て、年内には最終案がまとめられる予定だ。

この中小企業向けの「新会計」は、既存の会計基準とは方向性が大きく異なるもの。「企業の実態に応じた会計処理ができることや経営者にも容易に理解できること」を柱にまとめられた要綱案は、総論、14項目からなる各論、様式集で構成されている。総論では、中小企業の多様な実態に配慮し、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものとするともに、会社計算規則に準拠しつつ、中小企業に過重な負担を課さないものとするなどを目的に記載するなど、基本的な考え方を記載している。また、各論では、多くの中小企業の実務に実際に使用され、必要と考えられる勘定科目に絞るとともに、一定の場合の簡便な会計処理等を示している。さらに、様式集は、会社計算規則により作成が求められている貸借対照表、損益計算書について、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えら

れる項目(勘定科目)に絞った上で、様式例を示している。

これまで、この「基本要領(案)」の存在自体を知らない税理士が多かったことから、急展開してきた今回の成り行きに、戸惑いの色は隠せない。これまでの財務会計のルールは、外部利害関係者への報告が第一の目的とされてきたが、今回の新ルールでは、経営者に役に立つ分りやすい会計が優先され、利害関係者への情報提供は、後廻しとなった。今後、新会計が会計事務所に与える影響等について、税理士らの間で議論が活発化していくと見られているが、総論に書かれた「中小企業の成長に資する会計」という部分について、実務レベルでどう対応するのかを読み解く力が税理士に求められている。

いずれにせよ、中小企業が自らの経営状況を説明できる力を持つ、その手段としての“新たなルール”について、顧問先に新会計をどう説明し、実務的にどう対応していけばいいのかなど、実践的な段階に入ったのには違いない。

(4面に新会計立案の議論に加わった櫻庭周平公認会計士・税理士の解説記事を掲載)

お客様とともに
50大塚商会

たのめーる

税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。



ただいま
発刊中

VOL. 26

1,000円(税込)以上お買上げで**送料無料!**

サービスの概要・新規お申込は...

日本税理士協同組合連合会ホームページ
<http://www.nichizei.or.jp/>

HOME

事業のご案内

共同購入事業

大塚商会「たのめーる」

このページを
ご覧ください

「たのめーる」は、(株)大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され、商品点数は約21,700点(vol.26現在)。同様にインターネットでは約65,000点の商品を取り揃えております。



大塚商会